（労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正）

第三条　労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（受験資格） **第二条**　法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条の規定による一級の土木施工管理技術検定に合格した者（以下「一級土木施工管理技士」という。）及び一級の建築施工管理技術検定に合格した者（以下「一級建築施工管理技士」という。） 五～八　（略）	（受験資格） **第二条**　法第八十二条第三項第三号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三の規定による一級の土木施工管理技術検定に合格した者（以下「一級土木施工管理技士」という。）及び一級の建築施工管理技術検定に合格した者（以下「一級建築施工管理技士」という。） 五～八　（略）

改正後	改正前
第八十九条第一号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。） 一　次のイからハまでのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)～(3)　（略） (4)　建設業法施行令第三十四条に規定する一級土木施工管理技術検定に合格したこと。 ロ・ハ　（略） 二・三　（略）	第八十九条第一号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。） 一　次のイからハまでのいずれにも該当する者 イ　次のいずれかに該当すること。 (1)～(3)　（略） (4)　建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定に合格したこと。 ロ・ハ　（略） 二・三　（略）